

湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設指定管理業務

審査講評

湯沢市指定管理者選定委員会

令和5年10月31日

湯沢市指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設指定管理業務（以下、「本業務」という。）に関して、指定管理者選定基準に基づき、資格審査及び提案審査を行ったので、審査結果及び審査講評をここに報告する。

令和5年10月31日

湯沢市指定管理者選定委員会

委員長 伊東 正示

委員 田中 克己

鈴木 一

高橋 常子

松田 和人

高橋 一

目次

1. 選定委員会.....	1
1.1. 選定委員会設置目的.....	1
1.2. 審査体制.....	1
2. 審査方法.....	2
2.1. 審査方法.....	2
2.2. 審査の手順.....	2
2.3. 募集の経緯.....	2
2.4. 選定委員会の開催.....	3
2.5. 応募者.....	3
3. 審査結果.....	4
3.1. 資格審査.....	4
3.2. 提案審査.....	4
3.2.1. 基礎審査.....	4
3.2.2. 総合審査.....	4
3.2.3. 提案内容の評価.....	4
3.2.4. 提案価格の評価.....	5
3.2.5. 総合審査.....	5
4. 総評.....	6
4.1. 提案内容に係る審査講評.....	6
4.2. 総評.....	12
4.3. 選定委員会からの付帯事項.....	13

1. 選定委員会

1.1. 選定委員会設置目的

湯沢市（以下、「市」という。）では、湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設の指定管理者の候補者の選定について審議するため、「湯沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づき指定管理者選定委員会を設置した。

1.2. 審査体制

選定委員会の委員は、以下のとおりである。

委員長	伊東 正示（株式会社シアターワークショップ 代表取締役）
委員	田中 克己（田中労務会計事務所 税理士・CFP 経営士）
	鈴木 一（音楽のまちゆざわ推進協議会 会長）
	高橋 常子（湯沢市文化会館運営協議会 委員）
	松田 和人（湯沢市 総務部 部長）
	高橋 一（湯沢市 教育委員会事務局 教育部 部長）

2. 審査方法

2.1. 審査方法

応募者から提出された参加資格に関する書類及び事業提案書に対し、資格要件、要求水準への適合、事業計画、維持管理・運営等の提案内容及び管理料に関する提案を総合的に評価することにより審査を行う。

選定委員会は、本書に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案及び次点を選定する。市は、選定委員会による審査結果を踏まえ、指定管理者候補者及び次順位指定管理者候補者を決定する。市は、指定管理者候補者と協定締結のための協議を行い、協議が整わない場合は、次順位指定管理者候補者と協議する。

2.2. 審査の手順

審査は、以下の(1)、(2)の手順で実施する。

(1) 資格審査

- ・ 第一次審査として応募資格の有無を確認する。

(2) 提案審査

- ・ 第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。
- ・ 提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成する。
- ・ 「基礎審査」では、提案内容及び管理料が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。なお、「基礎審査」の結果について点数化は行わない。
- ・ 「総合審査」では、提案内容及び管理料を本書に示す評価基準に従い点数化し、その合計点（総合評価点）により総合的に評価する。

2.3. 募集の経緯

応募等の手続きは、以下のとおりである。

表 1 募集の経緯

項目	時期
募集要項等の公表	令和5年4月25日
募集説明会・施設見学会	令和5年5月12日
募集要項等に関する質問の回答	令和5年6月6日
応募申請書の受付	令和5年6月16日
事業提案書の受付	令和5年8月31日
指定管理者候補者の選定に関わる審査（ヒアリング）	令和5年10月11日
指定管理者候補者の決定	令和5年10月31日

2.4. 選定委員会の開催

選定委員会の開催日及び協議内容は、以下のとおりである。

表 2 選定委員会の開催日及び協議内容

	開催日	協議内容
第1回	令和5年4月11日	(1) 対象施設の概要説明 (2) 年間スケジュールも説明 (3) 募集要項(案)、要求水準書(案)の説明 (4) 選定基準・評価項目(案)の説明
第2回	令和5年9月20日	(1) 選定委員会スケジュールについて (2) 事業提案書の概要について (3) 事業提案書における「提案内容まとめ表」について (4) 事業提案書に対する書類審査について
第3回	令和5年10月11日	(1) 書面審査結果について (2) プレゼンテーション審査について (3) 総合審査結果について

2.5. 応募者

令和5年4月25日に募集要項等を公表し、令和5年8月31日に事業提案書等を受け付けたところ、1グループから応募があった。

表 3 応募者一覧

	湯沢市社会教育施設マネジメントグループ	
	団体名	担当業務
代表団体	一般社団法人湯沢市観光物産協会	施設管理・運営
構成団体	株式会社ライナーハウス	舞台技術
	株式会社秋田魁新報社	広報・企画

3. 審査結果

3.1. 資格審査

応募者が提出した資格審査に関する資料を審査し、募集要項に示した応募者の資格審査を満たしていることを確認した。

3.2. 提案審査

3.2.1. 基礎審査

指定管理料について、応募者が提出した事業提案書について提案価格が募集要項に示す上限額以内であることを確認した。

また、応募者が提出した事業提案書について提案内容が募集要項等に示す条件を満たしていることを確認した。

3.2.2. 総合審査

総合審査では、以下のとおり「提案内容の評価」と「提案価格の評価」の2つの面から評価を行った。

3.2.3. 提案内容の評価

提案内容の評価は、事業者選定基準に示す評価項目及び配点に基づき、提案内容を専門的見地から評価し、点数化した。

採点結果及び応募者の提案内容の得点は以下のとおりである。なお、点数化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めた。

表 4 提案内容の評価

評価項目	配点	得点
1) 施設の平等利用が確保されること、サービスの向上が図られること	10点	5.51点
2) 施設の効用を最大限に発揮し、管理運営経費の縮減が図られること	70点	34.09点
3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	20点	8.75点
提案内容の評価合計	100点	48.35点

3.2.4. 提案価格の評価

提案評価額の点数化方法を以下に示す。なお、点数化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

審査項目（評価の視点）	配点	点数化方法
「指定管理料」（円）	20点	最も低い提案評価額を満点とし、他の提案評価額については、次の式にて算定 点数 = (最低提案評価額 ÷ 提案評価額) × 20

表 5 応募グループの提案価格の得点

提案評価額	625,277千円
得点	20.00点

3.2.5. 総合審査

「提案内容の評価」及び「提案価格の評価」を踏まえ、総合審査を行った。結果は、以下に示すとおりである。

表 6 総合審査結果

総合審査	配点	
提案内容の評価	100点	48.35点
提案価格の評価	20点	20.00点
総合評価点	120点	68.35点

本事業では、令和5年4月25日に募集要項等を公表したところ、1グループから応募があった。応募グループから提出された事業提案について、まず、募集要項や要求水準書等
に示す条件を満たしていることを確認した。その後、選定委員会は、「提案内容の評価」と
「提案価格の評価」の2つの面から総合審査を行った。

応募グループからの提案は、「湯沢文化会館機能向上事業計画」に示す基本コンセプト
や「湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設運営事業要求水準書」等を踏まえているものの、
提案内容に具体性が欠けていることから、追加説明を求めて評価を行った。

4. 総評

4.1. 提案内容に係る審査講評

以下、委員の意見を踏まえ、評価できる点、課題点について記述している。

1) 施設の平等利用が確保されること、サービスの向上が図られることについて

①団体の経営理念・方針、公の施設の管理運営を行うにふさわしいか。

- 地元に根差した団体が中心となって、湯沢市の文化芸術施設の指定管理業務を行おうという心意気は感じられる。

しかしながら、代表団体については、類似する劇場・ホール等の管理運営実績がなく、また、文化事業等の理念についても、要求水準書に示した内容と同様のことが記述されており、改めて、提案書に掲げる「魅力を発信する拠点としての役割」を付加した文化会館等の運営の基本的な理念について、確認が必要である。

②文化事業等の理念は、湯沢市の施策や社会教育施設設置の目的・基本理念等をよく理解し、それに寄与するものであるか。

- 市の意向、設置目的、理念は理解していると考えられる。

しかしながら、要求水準書に示した文化事業等について具体的に示されていないことから、鑑賞事業、創造支援事業、交流促進事業として、どのような事業展開を想定しているのか説明を求める必要がある。

③ 子どもや高齢者、障がい者などすべての市民が施設利用や鑑賞目的でなくても気軽に来館でき、文化芸術を身近に感じることでできるような雰囲気を作り出そうとしているか。利用者だけでなく、会館を利用しない(今まで利用したことのない)市民に対しても、会館の認知度を高め、必要な施設として理解してもらい、新規利用を促そうとしているか。

- 情報発信に力を入れようとしている点は評価できる。また、館内のサインの多言語表記、旧レストランスペースの活用、公演以外での来館の工夫、観光施設としての活用、物産の拠点、観光情報の発信などについて、幅広い年代が集う交流拠点として位置付けられているなどの評価がみられた。

一方、文化芸術の捉え方の方向が異なっている。追加説明資料では、「湯沢市の豊かな文化のひとつに『食文化』『伝統工芸・芸能』といった『湯沢の文化の礎』であると認識し、観光・物産は文化を訴求する上で大切な要素」としているが、本事業の主眼は「芸術・文化の振興」「文化活動をはじめとする市民の多様な活動の場の提供」としており、観光・物産を文化にすり替えられていることから、改めて、機能向上事業計画及び要求水準に基づく事業展開をどのように考えているのか確認する必要がある。

④ 施設に対する利用者や地域のニーズ(意見・要望)を積極的に把握し、把握したニーズや苦情対応をその後のよりよい管理運営へ反映させようとしているか。来館者・利用者に対しての各種サービス向上、リピーターの確保に向けた効果的な提案があるか。

- PDCA サイクルの記述、ゆぎわ文化会館クラブの設立、意見箱設置、LINE で会員にアンケート、施設予約システムの導入、LINE アンケートでポイント付与は良いアイデアあり、予約申請から決済まで、Web 上での利用の提案は評価できる。

2) 施設の効用を最大限に発揮し、管理運営経費の縮減が図られることについて

①指定文化事業(指定管理業務で行う文化事業)の事業数・事業計画は、要求水準書で要求する基準と比較し、優れた提案となっているか。

- 鑑賞事業の「五感で感じる音楽のまち事業」では、要求水準書では年5公演以上と設定していたことに対して提案は年6公演以上と、1回多い。「メディア・動画配信サービス」はアーカイブ配信やライブ配信等を求めているが、提案では「新たなコンテンツを開拓」となっている。このほか、創造支援事業や交流促進事業については要求水準どおりの提案となっている。

一方、追加質問に対しては、これまでの既存事業は時期や規模、収支を踏襲するものの、提案書では「中高年向けの偏りのあった公演ラインナップを見直し、幅広い世代に向けた公演開催に努める」としている。各項目の実施回数は示されているものの、その内容・展開の提案については、取り組みの方向性や進め方の提案であり、特定後でなければ具体的には示せないとの回答には理解するものの、1)・③に示すように、それぞれの分野ごとに各事業の実施内容がイメージできるような説明が必要である。

②地域における文化芸術の担い手の発掘・育成や、発表の機会を提供するなどの支援について、効果的な提案があるか。文化芸術の持つ創造性を活用し、市民の文化芸術活動を発展させ、地域の課題解決に取り組む人材を育成し、定着させようとしているか。

- 「市内アウトリーチ事業」ではプロによる指導を提案しており、観光・物産の拠点を設置し、情報を発信するとしていることに評価できる。

また、追加質問への回答では、「音楽のまちゆぎわサマーミュージックフェスティバル実行委員会」等との連携イベントや吹奏楽団体によるセッションイベントなどの具体的な提案がなされている。

- 観光・物産の拠点の運営は、自主事業としての取り組みであり、観光・物産に係る情報発信は本事業での中で対応することがないように確認が必要である。

一方、要求水準書で求めている「文化芸術の担い手の発掘、育成や発表機会の提供」については提案がないことから、具体的にどのような事業展開を想定しているのか確認が必要である。

③学校等と連携しながら、子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会、伝統芸能や文化遺産に親しむ機会を提供し、子どもの豊かな感性や創造力を育もうとしているか。

- 中高生がプロの指導を受けられる機会は評価できる。

一方、子ども達が優れた文化芸術に触れる機会や伝統芸能や文化遺産に親しむ機会の提供については、具体性に欠けることから、どのような事業展開を想定しているのか説明を求める必要がある。

④自主的文化事業(指定管理業務外で行う文化事業)について、具体的に提案されており、かつ

実現可能と見込めるか。

- 地域に密着した事業を計画しており、市民の関心を高める工夫が示されている。バックステージツアーは新しい会館なら良いが、湯沢文化会館の場合は施設が古いことから慎重な対応を求める。

⑤事業計画は、市民参加に関しての要求水準書で要求する基準と比較し、優れた提案となっているか。

⑥文化芸術団体をはじめ、地域のNPO・企業・学校など多様な主体、市民や利用者との連携・協働により、事業を企画・実施する取組みが図られているか。

⑦市民が会館の運営に主体的に参画できるような仕組みづくりに向けた効果的な提案があるか。

- 「ゆざわ文化会館クラブ」を設立し、市民との繋がりを持つ工夫が見られる。
しかしながら、市民参加の意義について改めて確認が必要である。特に、学生ボランティアを労働力として扱っている点は問題である。事業の企画立案や運営のためのスタッフの育成や研修等の取組みをどのように考えているのか確認が必要である。ゆざわ文化会館クラブは「市民が会館運営に主体的に参画」することとはいえない。

⑧事業の告知に留まらず会館の運営及び活動について、市民の関心と理解を深めるために効果的な情報発信の工夫がみられるか。

- SNS と秋田魁新報の紙面の活用、タブロイド発行など、秋田魁新報社が参加している効果は期待できる。
- 「地域の文化芸術」のとらえ方が実演芸術よりも観光物産に偏っているように見受けられる。このことについては認識の改善を要請する必要がある。
- 広域連携、都市間交流に関する提案がないので、どのように考えているのか確認が必要である。

⑨文化芸術を通じた交流の場として、会館で市民が情報提供や情報交換を行えるような環境を整えようとしているか。

- 旧レストランスペースの利活用、また平日はサードプレイスとしての活用提案は評価できる。

⑩地域の文化芸術を受け継ぎ、さらに発展させ、新たな文化芸術を創造・発信する施設として、社会教育施設を位置づけようとしているか。

- プロの指導、アウトリーチなどによるボトムアップは評価できる。

⑪市内の他施設等との連携・ネットワーク化、文化芸術による広域連携や都市間交流などを通じて、市の文化を内外に発信し、その魅力を向上させようとしているか。

- Web サイトにサイトマップを提案し、視認性に訴える提案がある一方、具体的な提案がないので、事業展開イメージについて確認が必要である。

⑫ホールを中心として、施設各諸室の稼働率向上に対する取組みが具体的に提案されており、かつ実現可能と見込めるか。共通エリアやレストラン部分の活用など施設の効用を発揮するような取組みが図られているか。

- イベントやワークショップの開催を定期的に開催する計画となっているほか、レストラン活用についても具体性がみられる。
- 稼働率向上の提案はあるが、現状から考えて、稼働率目標の70%は非常に高い数字であり、そのための方策が弱く、達成の可能性の説得力が低い。どのような事業展開により目標数値に近づけていくのか説明を求める必要がある。
- 開かれた施設として共通エリアを活用する提案がなく、また、施設の維持管理方法に関する提案がない。具体的な方法について確認が必要である。

⑬施設・設備等の保守点検や維持管理に係る業務は、要求水準書で示す内容と比較し、優れた提案となっているか。施設の維持管理、環境保全、保安警備、冬季の除雪や駐車場の管理について、実施スケジュールも含め効果的で適切な提案があるか。

- 具体的な提案がないことから、改めて、資料の提供を求めるべきと考えられる。

⑭管理費削減の取組みが具体的に提案されており、かつ実現可能と見込めるか。

- 維持管理コストの抑制では、3施設の業務をまとめて1社に発注し、単価を下げるなどの工夫を行うとしているが、具体的にどのようなことが想定されるのか、確認が必要である。
また、人件費の適正水準を維持するため、シルバー人材や学生ボランティアを活用するところがあるが、高いレベルのサービスが維持できるか懸念されることから、検証が必要である。
収支バランスの管理では、「売上が下がると人件費率が上がるので収支バランスを管理する」とあるが、具体的にどのように対応するのか確認が必要である。

⑮指定管理者、管理委託などにより、公の施設(会館に類似する施設が望ましい)を管理運営した実績があるか。団体の経営状況が健全であり、管理運営の安定性を確保し、提案内容と整合しているか。

- 代表団体である湯沢市観光物産協会は観光・物産に特化した団体であり、類似する劇場・ホール等の管理運営の実績がなく、同協会の「主な事業内容」の中に文化芸術に関することは含まれていない。
秋田魁新報社は昨年6月からあきた芸術劇場の指定管理業務に加わっているが、まだ1年あまりの実績である。
ライナーハウスは舞台技術の専門企業であり、全体の管理運営、経営のプロではない。
どのようにチームをまとめ、最も重要な役割を認識し、役割分担していくのか、改めて、説明を求める必要がある。

3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること

①要求水準書や提案内容の実現に適した運営体制が見込まれ、必要な職能を持つ専門性の高い人材が確保されているか。市内事業者が参加するなど地元経済振興及び雇用確保への取組みが図られているか。社会教育施設の管理運営に適した職員を育成しようとしているか。労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件であり、かつ職員の安全確保対策はとられているか。男女がともに働きやすい職場環境づくりや女性の登用など、ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいるか。

- 幅広いネットワークを有する新聞社、実績のある舞台施設管理業者、観光産業に専門性のある団体により、それぞれの職能を生かせる組織体制となっている。また、既存のスタッフが一定程度のレベルを持っていると記載している。

しかしながら、代表団体は類似施設の管理運営経験がないことに加え、夜間までスタッフ配置が必要となる場合に現在の体制で対応可能か不安がある。また、毎年稼働率を 10～15% 上昇させ、稼働率 70% となった場合にも同様のスタッフ数でカバーできるのか疑問である。

事業者からのプレゼンテーションの場において、代表団体のスタッフが事務所に詰め、必要に応じて管理運営に携わり、応援体制を構築するとの説明があったが、指定管理者の業務以外に携わるスタッフが、個人情報等を取り扱う事務所に常駐することは認められない。要求水準書に定める運営体制を前提に、9時から22時までの勤務ローテーションをどのように確保するのか、検証が必要である。

- スタッフの採用に関して、「現時点では新規採用は検討していない。これまで勤務していた人を雇用」という方針が正しいのか。特に、文化会館等に勤務している市の正規職員は、指定管理者制度の導入に伴い、基本的に他の部署に人事異動することになっているため、継続雇用することは困難と考える。

改めて、勤務シフト表を作成し、職員数が足りるのか検証する必要がある。また、実務をこなしながら研修に参加する時間を確保するためにどのように対応するのか、確認する必要がある。

- 女性の雇用、障がい者の雇用などの記述がないことから、考え方について確認が必要である。

②危機管理マニュアルの作成、利用者及び近隣住民の安全確保、災害や事件・事故発生時の対応、感染症対策、事故防止の方策は、効果的で適切なものか。緊急時に対応できる職員の研修や訓練等の実施、組織体制は整っているか。

- 組織体制の記載がなく、利用者が安全に利用しやすい配慮が必要なことから、緊急時の体制について確認すべきである。
- 夜間の予約がない場合には 17 時で閉館となっているが、だれでも使用できる文化会館等のコンセプトからすると、諸室の利用がない場合でも条例で 22 時まで開館となっているので、スタッフは 22 時まで勤務する必要があるのではないか。これを踏まえて勤務シフト表の確認が必要である。

③環境保護(ゴミ減量化、リサイクル、省エネ等)への取組みが図られているか。ボランティアの養成・受入れや地域活動への参加など地域・社会貢献に寄与する姿勢が見られるか。

- 「SDGs への取組み」、「ゆぎわ文化会館クラブの提案」は評価できるが、環境保護に関する記載がないことから確認が必要である。
- 追加質問への回答には地域文化に関連する提案が出てきたが、地域・社会貢献という観点ではない。

市の施策に配慮した取組みについて、提案書では、「第 2 期湯沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略実施戦略」を引用し、「移住・定住施策の推進」「若者への未来投資」「結婚・出産・子育て支援」に取組み、3 施設の取組みにより、市民はもとより域外の人が訪れ、地域の経済を回すことにつながる」としている。

しかしながら、募集要項における「市の施策との関係」(9 ページ)での趣旨は、市内産業の育成・振興を図るため、人材の登用や物品の購入、業務に一部委託等に際しては、地元事業者・団体を対象等にすることを要請している。

改めて、この観点からの取組みの考え方について確認が必要である。

④事務及び会計の適正かつ効果的な執行が行われる体制が確保されているか。個人情報保護の取組みや関係法令の遵守などのための研修等が行われているか。自己評価の体制及び基準は確立されているか。各種ハラスメント防止の取組みが適切に行われているか。

- これらの項目に対する提案がほとんどないことから、取組みの考え方について確認が必要である。

4.2. 総評

本事業の募集に当たっては、実施方針等の公表以降、公表内容に関する質問回答、直接対話等、民間事業者とのコミュニケーションを重視した募集手続を行い、結果、1グループからの提案があった。

選定委員会としては、提案書等の作成における熱意・努力に対して高く評価しており、応募グループの構成企業の皆様には敬意を表するとともに、心から深く感謝申し上げたい。

湯沢市社会教育施設マネジメントグループの提案は、「湯沢文化会館機能向上事業計画」に示す基本コンセプトや「湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設運営事業要求水準書」等の内容を踏まえたものであるものの、提案内容に具体性が欠けていることから、追加説明を求めて評価を行った。

その結果、事業計画提案内容の考え方については概ね理解できたが、さらなる検証が必要なことから、別添の付帯事項について精査し、要求水準書に掲げる事項を達成できることを確認することが必要と考える。

このことから、選定委員会による提案審査結果を踏まえ、改めて、付帯事項について提案者に取り組みの意思を確認したうえで、要求水準書に掲げる様々な事項の達成を条件に、同提案を提出した湯沢市社会教育施設マネジメントグループを指定管理者の候補者に選定することとする。

なお、湯沢市社会教育施設マネジメントグループが、「4.3 選定会議からの付帯事項」を含め、引き続き、市との密接なコミュニケーションのもと、誠実かつ適切な対応を強く要望する。

今後、「湯沢市社会教育施設マネジメントグループ」には、市と協定を締結し、本業務を実施するにあたっては、提案内容を踏まえ、市と協議の上、市の意向を十分に尊重することを要望する。

また、選定会議が評価した具体的な提案内容を確実に実行することはもとより、本業務をさらにより良いものとするため、今後、市と十分な協議を行うことを要望する。

4.3. 選定委員会からの付帯事項

<選定委員会からの付帯事項>

審査講評で示した以下のことについて、提案グループは速やかに湯沢市に回答し、湯沢市は、その内容を「湯沢市文化会館機能向上事業計画」及び「湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設運営事業要求水準書」並びに「湯沢市湯沢文化会館等社会教育施設指定管理者募集要項」に照らし、今後の文化会館等の管理運営に支障がないことを確認されたい。

1. 提案書に掲げる「魅力を発信する拠点としての役割」を付加した文化会館等の運営の基本的な理念について示すこと。
2. 本事業の主眼は「芸術・文化の振興」「文化活動をはじめとする市民の多様な活動の場の提供」としており、改めて、機能向上事業計画及び要求水準に基づく事業展開をどのように考えているのか示すこと。
3. 追加質問に対しては、これまでの既存事業は時期や規模、収支を踏襲するものの、提案書では「中高年向けの偏りのあった公演ラインナップを見直し、幅広い世代に向けた公演開催に努める」としている。鑑賞事業、創造支援事業、交流促進事業の区分ごとに、事業の実施内容のイメージを示すこと。
4. 観光・物産の拠点の運営は、自主事業としての取り組みであり、観光・物産に係る情報発信は本事業で対応することがないように確認すること。
5. 要求水準書で求めている「文化芸術の担い手の発掘、育成や発表機会の提供」については提案がないことから、具体的にどのような事業展開を想定しているのか示すこと。
6. 子ども達が優れた文化芸術に触れる機会や伝統芸能や文化遺産に親しむ機会の提供については、具体性に欠けることから、どのような事業展開を想定しているのか示すこと。
7. 市民参加の取り組みに関して、ゆぎわ文化会館クラブは「市民が会館運営に主体的に参画」ではないことを認識し、改めて、事業の企画立案や運営のためのスタッフの育成や研修等の取り組みをどのように考えているのか示すこと。
特に、学生ボランティアを労働力として扱っているのは問題であるので認識を改めること。
8. Webサイトにサイトマップを提案し、視認性に訴える提案がある一方、具体的な提案がないので、事業展開イメージについて示すこと。
9. 稼働率向上の提案はあるが、現状から考えて、稼働率目標の70%は非常に高い数字であり、そのための方策が弱く、達成の可能性の説得力が低い。どのような事業展開により目標数値に近づけていくのか示すこと。
また、開かれた施設として共通エリアを活用する提案がなく、施設の維持管理方法についての提案もない。具体的な方法について示すこと。

10. 施設・設備等の保守点検や維持管理に係る業務の実施方法について、具体的な提案がないことから、改めて、資料の提供を行うこと。
11. 代表団体である湯沢市観光物産協会は観光・物産に特化した団体であり、類似する劇場・ホール等の管理運営の実績がなく、同協会の「主な事業内容」の中に文化芸術に関することは含まれていない。秋田魁新報社は昨年 6 月からあきた芸術劇場の指定管理業務に加わっているが、まだ1年あまりの実績である。ライナーハウスは舞台技術の専門企業であり、全体の管理運営、経営のプロではない。
どのようにチームをまとめ、最も重要な役割を認識し、役割分担していくのか示すこと。
12. スタッフの配置について、事業者からのプレゼンテーションの場において、代表企業のスタッフが事務所に詰め、必要に応じて管理運営に携わり、応援体制を構築するとの説明があったが、指定管理以外の業務に携わるスタッフが、個人情報等を取り扱う事務所に常駐することは認められないことについて、認識されること。
そのうえで、要求水準書に定める運営体制を前提に、9 時から 22 時までの勤務ローテーションをどのように確保するのか示すこと。
13. スタッフの採用に関して、文化会館等に勤務している市の正規職員は、指定管理者制度の導入に伴い、基本的に他の部署に人事異動することとなっているため、継続雇用することは困難と考える。改めて、勤務シフト表を作成し、スタッフの採用計画をどのようにするのか示すこと。
14. 市の施策に配慮した取り組みについて、募集要項(9 ページ)での趣旨は、市内産業の育成・振興を図るため、人材の登用や物品の購入、業務に一部委託等に際しては、地元事業者・団体を対象等にするを要請している。改めて、この観点からの取り組みの考え方について示すこと。
15. 下記の点について留意し、収支計画を作成すること。
 - ・通常ネーミングライツの収入は湯沢市の収入となること。
 - ・修繕費は、1 件 130 万円以上は市が行う。施設改修を実施したことから、本事業期間においては、年間 130 万円を修繕費として計上し、超過する場合は別途協議のうえ取り組むこと。過不足があった場合は翌年度以降に精算する。
 - ・鑑賞事業等の指定事業に関する収支については、実現可能な金額で計上すること。
16. このほか、審査講評で示した様々な確認事項については、別途、協定締結時までに湯沢市と調整すること。